

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」
所在地	熊本市中央区水前寺6丁目41番5号
評価実施期間	2012年5月25日～2013年3月25日
評価調査者番号	① 第06-028
	② 第06-030
	③ 第06-065

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：友愛会保育園 (施設名)	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者)：園長 重安 康子	開設年月日： 昭和16年10月1日
設置主体：社会福祉法人 同胞友愛会 経営主体：社会福祉法人 同胞友愛会	定員：90名 (利用人数)103名
所在地：〒860-0076 熊本県熊本市中央区壺川2丁目1番57号	
連絡先電話番号：096-355-6623	FAX番号：096-212-5332
ホームページアドレス	http://www11.ocn.ne.jp/~yuuai70/

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
生後2ヶ月～就学前の乳幼児の保育 延長保育 一時保育 障がい児保育 地域活動事業 園庭開放 園開放	入園式 交通安全教室 健康診断 蟻虫検査 尿検査 お見知り遠足 阿蘇葉祥明絵本美術館見学 幼年消防クラブ結成式 保育参観 給食試食会 歯科検診 プラネタリウム見学 田植え 運動会 プール開き 七夕まつり お泊まり保育 夏祭り ごっこ そうめん流し 子育て講演会 交流会 (老人施設・救護施設)サッカー教室 稲刈り 園外保育 芋掘り 発表会 餅つき 世代間交流会 人形劇観劇会 どんどこや 七草摘み 親子体育教室 豆まき 幼年消防クラブ修了式 お別れ食事会(テーブルマナー体験) 小学校見学交流会 お別れ遠足 ひな祭り会(祖父母交流会) 卒園式 きりんれすとらん(竹の子ご飯 イチゴジャム きなこ団子 しそジュース 恵方巻き おにぎり カレー よもぎ団子 寒干し大根 ぶどうジュース 雑煮 七草がゆ ゴーヤサラダ 味噌 タルト)
居室概要	居室以外の施設設備の概要
鉄筋コンクリート4階建て(904.32㎡) 保育室 ほふく室 乳児室 沐浴室 調乳室 ランチルーム 調理室 事務室 トイレ ホール 子育て支援室 図書コーナーなど	園庭 屋上遊技場 大型遊具 プール 可動式遮光ネット 園庭遮光ネット 砂場 あなぐら砂場(床下) 駐車場 木製ベンチ ハウス すべり台 網太鼓橋 送迎用駐車場(2カ所)など

職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1		保育士資格	9	10	
保育士	7	9	調理師資格	1	1	
調理師	1	2	正看護師資格		1	
看護師		1				
事務	1					
合 計	10	12	合 計	10	12	

※資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

特に評価の高い点

- ・ 創立以来72年間に培われた地域との信頼関係を基に、地域との共同活動が多く見られ、特に老若男女入り混じっての農園プロジェクト等、子どもたちに非日常体験の場を提供し、「命と食育」に繋げる等熱心に取り組んでいる。
- ・ 27年前からピアジェ教育法を取り入れ、子どもの気付きを促し、自主性を育てる保育が実践されている。直接、言葉で指示を出すのではなく、子ども自身が何をなすべきかを考え、自ら行動するように導く言葉掛けが見られた。園児の生き生きとした声に満ちた園内に、時折、優しく穏やかな保育士の声が聞かれ、園児が一瞬考える表情を見せ、次の行動に移っていく様子が見受けられ、ピアジェ理論に則った日々の保育が実践されている。
- ・ 保育の中で起こり得る全ての事象に対してマニュアル・フローチャートが明文化され、丁寧な解説がなされており、誰にでも理解できるよう詳細にわたる配慮がみられた。
- ・ 一日を多様な場面で使い分けすることが求められる保育室は、ハイハイでの移動や布団からはみ出してゴロンとするなど、子ども達が床面に直接触れる機会も多く、ゴミ屑やチリなど、目に付いたものを直ぐ口にする習性のある子ども達のために、常に清掃を心掛け、危険をとり除く気配りと行動がそこここに見られた。

改善を求められる点

- ・ 中・長期計画は作成されているものの、具体的な数値目標、収支計画が見当たらず、今後計画の中に収支計画が明文化されることを期待したい。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

当園は72年の歴史を持つ、地域に根ざした保育園です。

今回評価していただいたなかで、「生活のなかのピアジェ」「子どもの気づきを促す自主性を育てる保育の実践」「園児の生き生きした声があり時々職員の声が穏やかに聞こえる保育」等、当園の保育目標としていることを、多く認めて頂き有難うございました。第三者評価を受審するにあたって、評価項目、自己評価、マニュアル、書類等を確認していくと、明文化の足りない所、関連づけの弱さ等が見つかりました。その為に、正職員、非常勤職員が一緒になり検討を行うことで、大きく見直すきっかけとなり、変わって行くプロセスの大切さが、保育の質の向上に繋がっていったと思います。これからも、利用される子どもさんや、保護者の皆様へのより良い福祉サービスに繋がっていけるよう、努力して行きたいと思っています。最後に今回の受審にあたり、評価機関の皆様、保護者の皆様のご協力に感謝致します。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象 I</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・創立以来72年間にわたり、乳幼児保育に努められ、法人の理念「友愛の精神」に則り、児童福祉法に基づいて、保育に欠ける乳幼児の最善の利益を考慮した理念を掲げている。 ・基本方針は、家庭と緊密な連携を図り、集団の中での「個」を大切に「養護と教育」の実践「1人ひとりの子どもを大切にされた保育」を運営方針とし、「自分で考え自分で行動する」ピアジェ教育法を取り入れ、全ての子どもたちの幸せのため、健やかに個性豊かに逞しく育つことを目的とした保育が実践されている。 ・理念や基本方針は、中・長期計画や事業計画に明記し、各種マニュアルを職員に配布し、園内研修で保育に関する基本的な考えや姿勢を周知している。また、理解を深めるため、理念や基本方針の説明書を作成し、説明を行い意識付けが行われている。 ・理念や基本方針を玄関や廊下に掲示し、ホームページでも紹介している他、入園のしおりやパンフレット・広報誌「さくら新聞」にも掲載し、保護者や地域・各種団体にも配布して、幅広く園への理解を得る努力が見られた。
<p>2 計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市の人口統計及び地域の年齢別子どもの推移を把握・分析し、それに伴う職員の増減の把握・分析や施設の整備充実、人材育成、子育て支援の充実等、今後の保育ニーズを推察し、中・長期計画を策定している。 ・中・長期計画の内容を反映し、地域の子育て支援、質の高い保育の実践、施設の設備拡充、人材育成等の事業内容を作成している。 ・事業計画の評価を半期毎に行い、園内研修において、全職員で再確認や見直しを実施し、次年度へ繋げている。 ・事業計画内容は、年度末に全職員に配布。解り易く説明し、職員の意識統一と意欲の高揚を図っており、保護者には年度初めの保護者総会で詳しく説明し協力を呼び掛けている。
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園長の役割と責任について職務分担表に明記し、年度初めの園内研修等で表明し、理解を得るよう努力している。職務分担表には、主任保育士、保育士、看護師等の職種についての役割も明記され、それぞれの責任を全うするよう指導が行われている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・遵守すべき法令の趣旨と共に保育所関連法をリスト化し、保育園全体で遵守するため全職員に配布し、解り易く説明を行う等の取り組みが行われている。 ・保育の質の向上委員会を設置し、創造性を大切にし、豊かな知性と感性を育む教育の実践に取り組んでおり、「自分で考え行動する」ピアジェ教育法や体育教室・剣道教室・美術教室・かきかた教室等も取り入れ、子どもたちにとって最善の保育を提供するための努力を行っている。
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・創立以来72年の歴史と実績に支えられ、地域住民や卒園生からの支援を得られる状況にある。待機児童削減のため園舎を新築し定員増を図る等の努力が行われ、地域の子育て家族と園見学者・園庭開放の参加者にアンケートを依頼し、潜在的な保育のニーズの把握に努め、中・長期計画に反映している。 ・月1回会計事務所の会計監査が実施されており、コストや在園児の推移の分析が行われ、改善に向けた取り組みとして、質の高い保育の実践・人材育成・人材確保・地域の子育て支援・施設設備等、中・長期計画に反映し、経営状況や改善すべき課題を職員会議において報告、職員全員で共有し検討を行っている。 ・毎年度の収支については、会計事務所の外部監査を受けており、監査結果や公認会計士の指導事項は職員会議で報告し、その結果に基づいて改善を行っている。
<p>2 人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事管理に関する方針は、中・長期計画に掲げられ、質の高い保育の実践や、正職員の人材育成・人材確保を行うという計画が確立されている。ここ5年間退職者は無く、入所児童者増や、障がい児加配については、非常勤職員の増員で人員体制の確保を行っている。 ・法人内の各施設から選出された委員により「福利厚生委員会」で法人の福利厚生事業の企画運営が行われ、健康診断や悩み相談窓口も設置されている。 ・基本方針の中に、職員に求める基本的姿勢や意識が明示され、研修の目的や方法は事業計画に明示し、行動指針にも記載されている。園児1人ひとりの発達を理解し援助を行う事、そのために知識や技術の向上に努めることが職員に求められ、研修の機会が持たれ、研修は出張扱いとなっている。 ・研修参加者は復命書を作成し、職員会議で研修内容を発表することとし、職員の全員が研修内容を把握できるような仕組みがある。
<p>3 安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全教育として、災害時の避難や交通安全訓練・幼年消防隊等、年間の安全指導や訓練が計画され、消防署・警察・自治会等との連携も図られており、避難訓練時には協力と参加が得られている。 ・火災・地震・台風等、災害時の子どもの安全確保の為のマニュアルが整備され、それぞれのフローチャートも作成されている。 ・子どもの安全管理の為、門や玄関にはセンサーがつけられ、8台のカメラで園内をチェックし、事務室でモニターする等熱心な安全対策が取られている。 ・安全対策委員会が設置され、「ヒヤリハット報告」の要因の分析と対応策を検討し、職員会議で報告する等事故の未然防止に努めている。
<p>4 地域との交流と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在地に移転して41年間地域との交流が続けられ、地域との信頼関係が築かれている。まちづくり委員会・農園プロジェクト・子育て支援サークル・社協ネットワーク等の地域活動と連携し、園児が住民と触れ合い、地域の支援を受けながら様々な体験を得ることができている。

	<p>地域行事への参加や小学校との交流、高齢者との交流会を行い、農園プロジェクトでは、園児が泥だらけになりながらの野菜作りや収穫を体験する等、協調性や思いやりなどの心が育まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流の中で子育て家庭のニーズを聴き取り、園庭・図書コーナーの地域開放や、地域の親子を招いてのクラス交流会、子育て講座では味噌作りを通しての食育、子育て支援サークルに出向いての育児相談や、電話・来園による相談も受け付けるなど、ニーズに沿った多様な支援活動を行っている。人形劇団を招いての観劇会や、運動会、餅つき会等の園行事への参加を多方面に呼び掛け、地域に開かれた園作りを目指しており、「地域子育て支援の拠点」としての活動に熱心に取り組んでいることは高く評価できる。
<p>評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との個人面談や懇談会の際は、話しやすい雰囲気作りを心掛け、意見・要望を聴き取るように努めている。保護者が参加する行事の後には、毎回無記名のアンケート調査を行って、個人では言い出しにくいことも述べやすくしている。意見・要望は保護者役員との話し合いや、年齢別会議、職員会議等で検討し、改善に取り組んでいる。検討経過や解決策は提案のあった保護者に速やかに報告するとともに、提案者の同意の下、園便り等で周知を図っている。尚、日常の保育の中で園児の声に耳を傾け要望を聞き取り、職員間で話し合い、できる限り保育活動に取り入れる対応が見られた。 ・園児の心身の健やかな成長と保護者の満足向上に努めており、午睡用の布団は園で準備し、図書の貸し出し、玄米ご飯の導入と安心・安全な食材を使った給食の提供、野菜作りや毎日の米研ぎ当番を行っており、園庭が手狭であってもユニークな砂場の整備や屋上の遊具の設置、多様な園外活動など工夫して、尽力していることが確認できた。
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの内容を評価し、課題改善に取り組む為の手順を明記したマニュアルを整備し、自己評価や検討会議等の仕組みも作られ、サービスの見直しが定期的に行われている。半期毎に、全職員一人ひとりに自己評価と問題解決に関するレポートの提出を課し、グループ討議を行い、園全体としての自己評価に繋げている。討議する中で、園として取り組むべき課題を発見し、改善策を考え、次の半期・次年度に取り組む改善実施計画が作成されている。サービスの質の向上に全職員で取り組む体制が作られており、職員の意欲向上が図られ、結束力が高められている。 ・保育全般に渡って詳細なマニュアルが作成され、ピアジェ教育法の考え方に立った保育の実施方法が示されている。年度初めにマニュアル研修を行い、クラス会議やケースカンファレンス等での意識付けが行われ、職員への周知徹底が図られている。マニュアルを熟知した上で、園児一人ひとりの状況に応じた保育計画を作成・実践されており、上質な保育サービスの提供に尽力していることが伺えた。
<p>3 サービスの開始継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園のパンフレットをコミュニティセンターや在宅支援センター、園医等の医療機関に置き、広報誌「さくら新聞」は町内回覧を依頼する他、インターネット上にホームページを載せるなど、園の情報を広く紹介し、利用希望者のサービス選択に有用な情報を提供している。園見学者には、入園のしおりを提示し、1時間以上かけて丁寧な説明を行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの開始にあたっては、保育理念や保育内容、料金等が分かり易く記載された入園のしおりを基に説明し、理解と同意を得た上で、オリエンテーション確認書にサインをもらっている。事前に保護者が資料に目を通し、予備知識や質問事項を持って説明に臨むことができるようにと、関係書類を早めに送付するなど、保護者の理解を促す取り組みが見られた。 ・家庭の事情等で転園となる場合は、申し送り書を作成し、家族の確認を得て転入先に渡している。必要な場合は電話等での連絡も行い、転園による子どもへの影響を最小限に止めるよう配慮している。退園時は、園の電話番号と今後も相談に応じる旨を記した記念アルバムを手渡し、継続して支援していくことを説明している。
4 サービス実施 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルにアセスメント・指導計画作成の手順と見直しの時期を明記し、統一したアセスメントシートを使って情報の把握とニーズの検討が行われている。入園時の提出書類や慣らし保育期間の観察、個人面談での聴き取りから、園児の身体状況・生活状況・保護者の状況等を把握し、年齢別会議で検討する仕組みが作られている。 ・保育士・看護師・調理師がそれぞれの専門分野を活かし、協力して指導計画を作成しており、食物アレルギーや障がい疑われる園児の対応については、保健所や障がい児支援センター等の専門機関に相談しながら、支援方法を検討している。ピアジェ教育法を取り入れた保育や地域との交流、毎日のマラソン実施と、体操の時間、3歳以上児には剣道・体育・美術・かきかたの各教室を設ける等、多様な体験ができる環境を整えて指導計画に組み入れるなど、園独自の工夫が見られた。 ・指導計画は毎月・4期毎と、定期に評価し、園児一人ひとりの発達状況に応じて見直しが行われている。評価は、園児の活動内容や結果だけでなく、心の育ちや意欲、取り組む過程を配慮に入れ、保護者の意向も聴き取り、次の指導計画に反映させている。
評価対象Ⅳ A-1 保育所保育 の基本	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、1・2歳児、3歳以上児と多様な年齢の子どもが利用する施設として、明るく・風通し良く・居心地の良い環境整備となっている。保育に対しても、基本的な生活習慣を自分で行なえるように、何気ない示唆・支援が行われ、子ども達の「自分でした」という達成感や、自己尊重を大切にしたい関わりが随所にみられた。また、保護者・家庭の役割を侵害しない配慮と関わりを大切に、「養護と保育の一体展開」への努力する対応が感じられた。 ・未満児は全員「連絡帳」が使用され子どもの様子が伝えられているが、以上児の様子は、子どもが保護者に言葉で伝えることができるように育てることを大切に、必要に応じて連絡帳を使用し、掲示版も活用して双方向の連絡に工夫している。
A-2 子どもの生 活と発達	<ul style="list-style-type: none"> ・「食育」に力を入れ、地域住民の支援を得ながら菜園を作り、じゃが芋やさつま芋・大根・ほうれん草などを作り、自然に親しみ・触れ合う機会を多く取り入れている。野菜の生長に負けない子ども達の発達が、保護者や地域住民を巻き込みながら好評を得ていることが、地域民生委員会等の報告からも確認された。 ・障がいのある子どもも、一つの「特性」と捉え、他の子どもと同じように、保護者と連携し、相互理解を図り、専門医療・機関からの支

	<p>援を加えた個別支援計画が立てられており、保育園での集団生活が支えられていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食では、お米を子どもが洗い、子ども達に匂いが届く場所で炊飯する仕組みになっており、ご飯もおかずも、お代わり自由で、好き嫌いなく自分の食べられる量を選び、しっかりと食べ終えて、その後、まだ食べられる子はお代わりをする姿が見られた。決められた「お当番」さんは、3歳～5歳児の3人が並んで挨拶するなど、助け合う成長の様子も見られた。
A-3 保護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育の意図や、ねらいを理解して貰う」ことを大切にしており、子どもの成長を感じ、知ってもらう機会を多く持ち、保護者同士のコミュニケーションも重要とする取組みが行われている。 ・クラス懇談会やお見知り遠足など、「後援会」と一体になった行事の実施や、「さくら新聞」を発行し配布するなど、保護者と協力し合って行動しており、園の活動状況を知って貰うと共に、保護者や家族の養育状況・状態の把握に努めるなど、子ども支援はもとより、保護者支援も大切にしている取組みが行われている。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	58	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果

【 友愛会保育園 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1- (1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1- (1) -① 理念が明文化されている。	①・b・c
	I-1- (1) -② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c
I-1- (2) 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1- (2) -① 理念や基本方針が職員に周知されている。	①・b・c
	I-1- (2) -② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	①・b・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2- (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2- (1) -① 中・長期計画が策定されている。	a・①・c
	I-2- (1) -② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・①・c
I-2- (2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2- (2) -① 事業計画の策定が組織的に行われている。	①・b・c
	I-2- (2) -② 事業計画が職員に周知されている。	①・b・c
	I-2- (2) -③ 事業計画が利用者等に周知されている。	①・b・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3- (1) 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3- (1) -① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c
	I-3- (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
I-3- (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3- (2) -① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c
	I-3- (2) -② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	①・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1- (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	II-1- (1) -① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	①・b・c
	II-1- (1) -② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	①・b・c
	II-1- (1) -③ 外部監査が実施されている。	①・b・c

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2- (1) 人事管理の体制が整備されている。		
	II-2- (1) -① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	①・b・c
	II-2- (1) -② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	①・b・c
II-2- (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2- (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	①・b・c
	II-2- (2) -② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	①・b・c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	①・②・③
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	①・②・③
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	①・②・③
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・②・③

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	①・②・③
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	①・②・③
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	①・②・③

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	II-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	①・②・③
	II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	①・②・③
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	①・②・③
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	①・②・③
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・②・③
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	①・②・③
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	①・②・③

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・②・③
	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	①・②・③
III-1-(2) 利用者満足の向上に務めている。		
	III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	①・②・③
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	①・②・③
	III-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	①・②・③
	III-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	①・②・③

III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	III-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	①・②・③
	III-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	①・②・③
III-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	III-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	①・②・③
	III-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・②・③

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	①・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	①・b・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	①・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	①・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	①・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	①・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	①・b・c
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	①・b・c
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	①・b・c
A-1-(1)-⑥	職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	①・b・c
A-1-(1)-⑦	入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	①・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	①・b・c
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
A-1-(2)-⑥	施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	①・b・c

A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。		a・b・c

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。		a・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。		a・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。		a・b・c
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。		a・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。		a・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。		a・b・c
A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っている。		a・b・c
A-2-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。		a・b・c
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。		a・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。		a・b・c

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。		a・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。		a・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。		a・b・c
A-3-(1)-④ 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。		a・b・c
A-3-(1)-⑤ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。		a・b・c

(参考)

	第三者評価結果			
	a	b	c	合計
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	51	2	0	53
内容評価基準（評価対象A1～A3）	29	0	0	29
合計	80	2	0	82